

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

1 町域

箕輪町は、上伊那北部にあって、木曾山脈に連なり辰野町、伊那市、南箕輪村に接し、竜東は沿岸水田地帯から小段丘をへて伊那丘陵に連なり辰野町、諏訪市、伊那市に接している。総面積85.91km<sup>2</sup>・経緯度からみた本町の位置は町の中心地で東経137度59分 北緯35度54分・標高は町の中心地で 709.7mである。

2 地勢

箕輪町は、県のほぼ中央部、上伊那郡の北部に位置し、段丘の典型的な地勢を示している。中部平坦地を北から南へ天竜川が貫流し、竜東は狭小な台地から伊那山脈に、竜西は広い緩傾斜の台地となって中央アルプス連峰に続き、ともに農耕地帯を形成している。周囲は、東に山林をもって諏訪市に接し、南は耕地・原野をもって、伊那市・南箕輪村に連なり、西北は耕地、山林をもって辰野町に接しており、一級河川として西に桑沢川・深沢川・帯無川、東に沢川等があり、いずれも天竜川に合流している。平坦部をほぼ南北に、幹線道路（国道 153 号・主要地方道伊那辰野停車場線・県道与地辰野線・主要地方道伊那箕輪線・町道 1 号 線・国道 153 号バイパス・中央自動車道西宮線）が走り、これらを結んで多数の 主要町道等が走っている。JR 飯田線は中央平坦地を天竜川に沿って南北に走り、町内に伊那松島・木下・沢の 3 駅が存在する。図-1は箕輪町の標高及び断面図である。

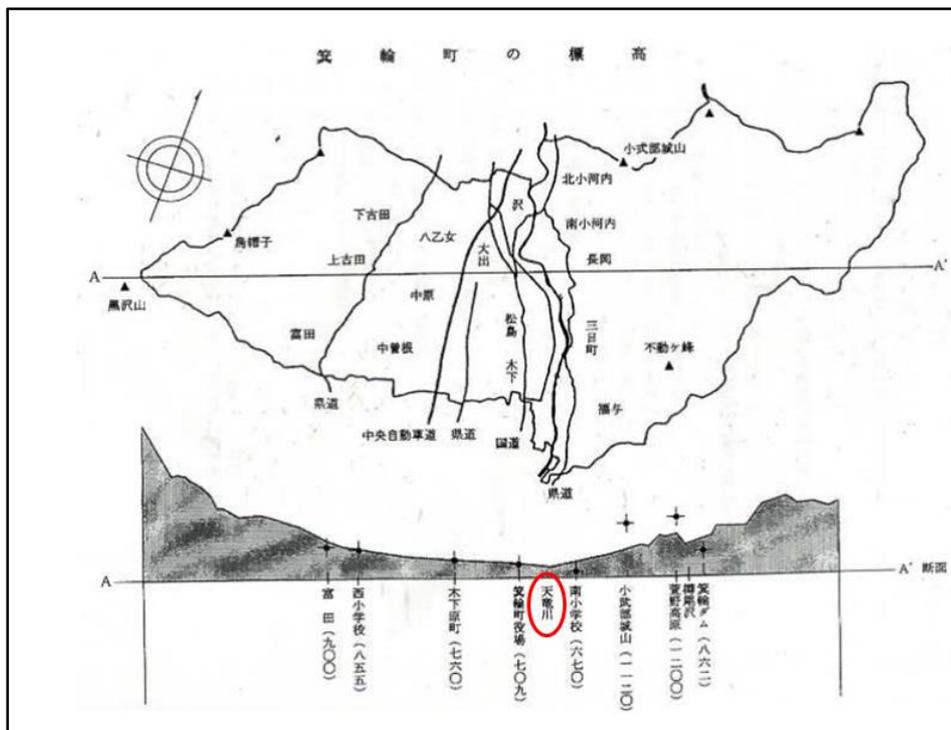


図-1 箕輪町の標高及び断面図（中央には天竜川が位置している）

3 地質

長野県の地質は、糸魚川-静岡構造線（以下糸静線）および中央構造線によって大きく3つの地質区に分けられている。（1）西南日本内帯：糸静線の西側および中央構造線の西側の地域（2）西南日本外帯：中央構造線の東側地域（3）フォッサマグナ地域：糸静線の東側地域

このうち箕輪町は、西南日本内帯に属する。西南日本内帯に関する概略は、ア. この中には飛騨山脈（北アルプス）と木曾山脈（中央アルプス）が含まれ、両山脈は第4紀以降隆起を続けている。イ. 白馬岳、槍ヶ岳、姫川流域、梓川流域、木曾山地北部には、中・古生層堆積岩が分布。ウ. 飛騨山地から木曾谷西部にかけては、中生代に貫入した火成岩類が分布しており中央構造線のすぐ西側には変成岩類が見られる。エ. 諏訪湖南方では、海底堆積物で緑色凝灰岩を多く含む守屋層が分布。オ. 阿南付近には、昔の瀬戸内海の名残を示す化石を含んだれき岩や砂岩からなる富草層が分布。カ. 焼岳、乗鞍岳、御岳などには安山岩質の火成岩が分布。大別すると箕輪町は天竜川の東西で地質が分かれており、西側は変成岩の地質であり東側は花崗岩の地質が多くみられる。

#### 4 気候

箕輪町の気候は内陸型の気候区に属している。一般的に晴れの日が多く、降水量は少ないため湿度は低くなっている。

### ②想定される地域の災害リスク

#### 1 洪水・土砂災害

箕輪町は、雨による災害が通年首位を占めるが、冷害、凍霜害等がもたらす農業災害も大きい。全体的に地形が複雑急峻であり、風化、侵蝕に弱い地域が広範囲を占め、土砂の生産源となっている。そのため流出土砂が著しく、洪水の大きな要因になっている。梅雨末期の大雨、台風等による豪雨の発生の際、複雑な地形は大災害を局地的に誘発させる。

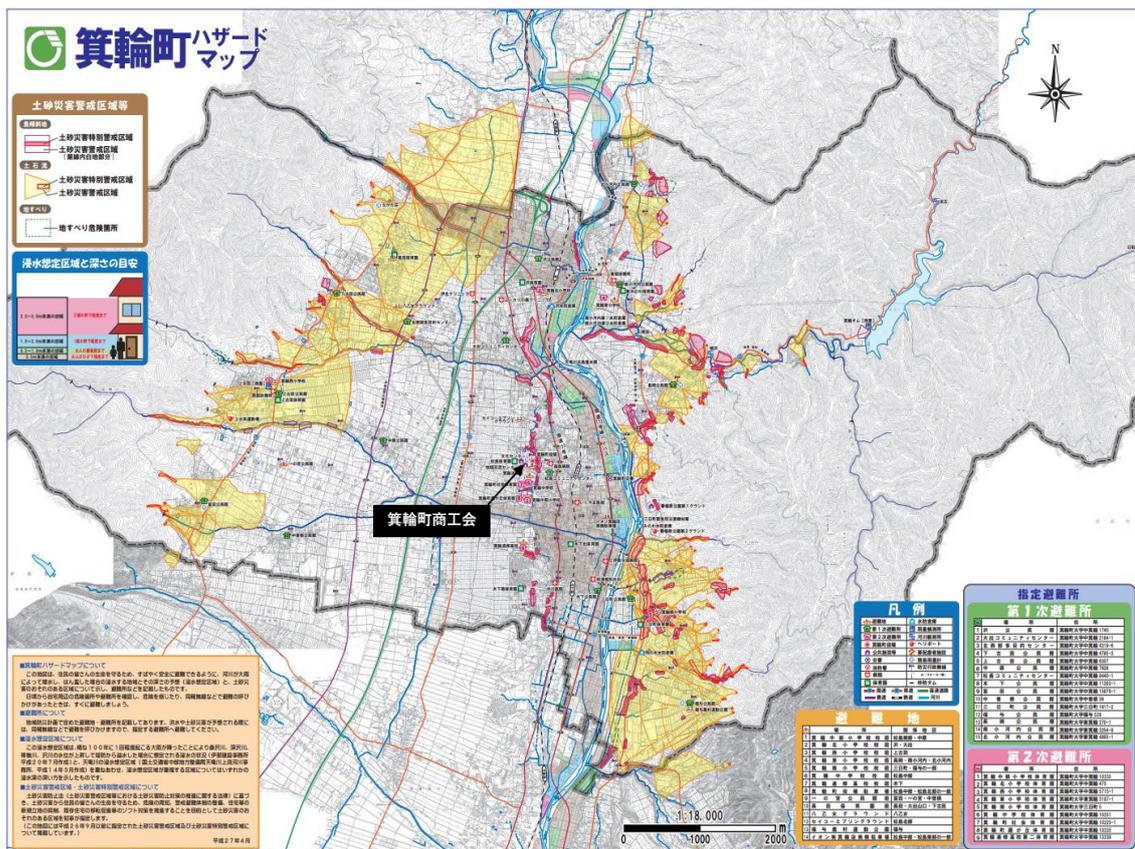


図-2 箕輪町ハザードマップ

#### 2 地震

長野県の活断層としては、①信濃川断層帯、②糸魚川-静岡構造線断層帯（北部）、糸魚川-静岡構造線帯（中部）、④伊那谷断層帯、⑤阿寺断層帯が存在する。箕輪町においては、西部に伊那谷断層帯の木曾山脈山麓断層が確認されている。箕輪町における地震の可能性については、伊那谷断層帯が密集する地域が存在することから、これらを中心に地震の発生が予想される。当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生情報は、箕輪町が策定した箕輪

町防災マップ(令和3年10月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

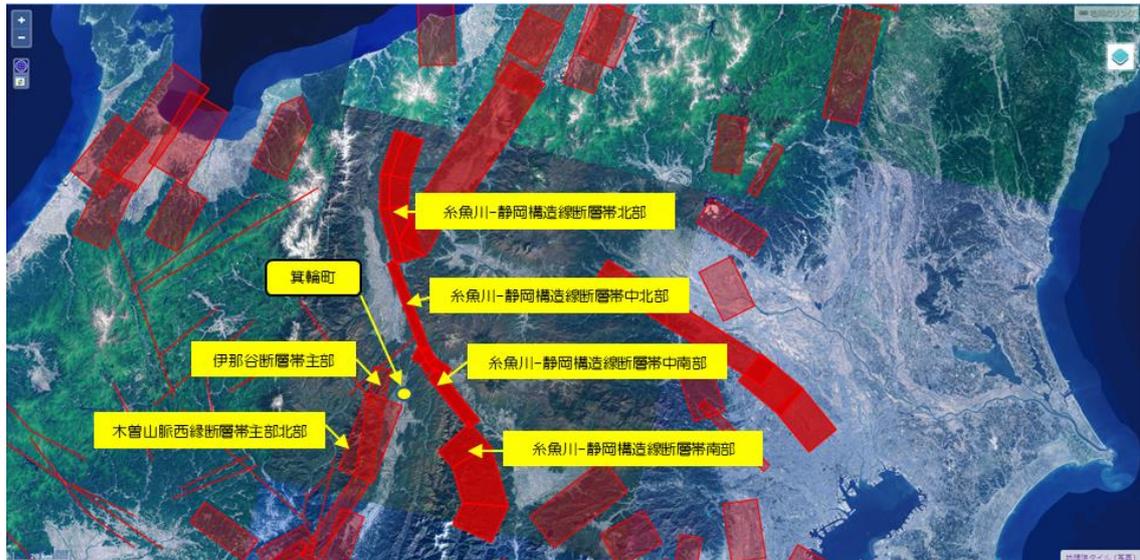


図-3 箕輪町の位置と活断層分布図

箕輪町周辺の断層帯分布は、東側に糸魚川—静岡構造線断層帯北部から糸魚川—静岡構造線断層帯南部が縦断、南部には伊那谷断層帯主部及び木曾山脈西縁断層帯主部北部が南北に走り活断層に囲まれた地域である。

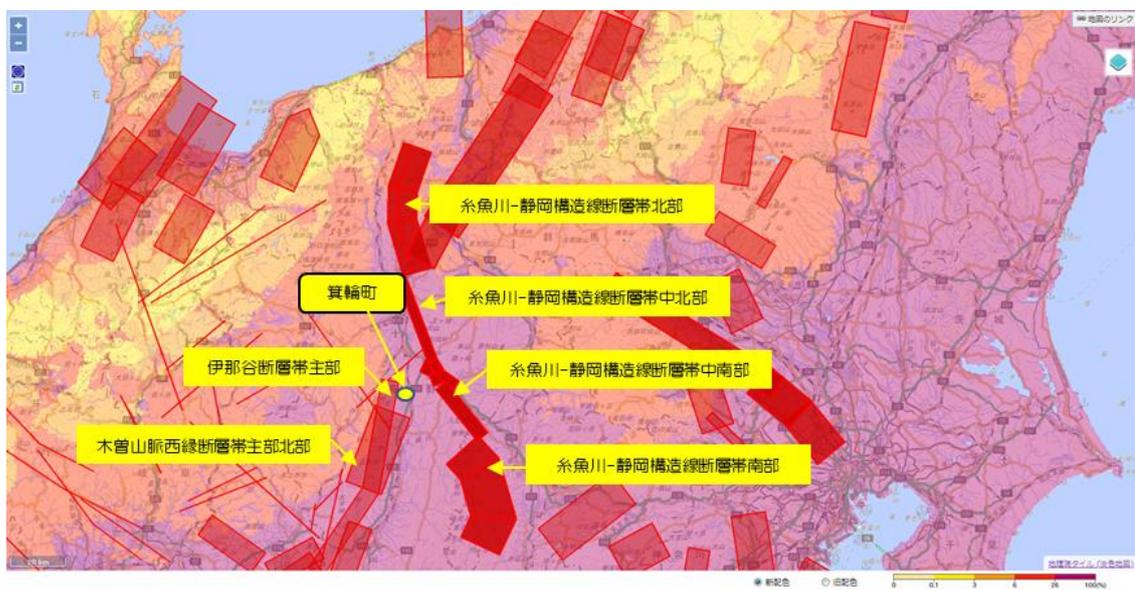


図-4 箕輪町及び近郊の震度分布

箕輪町地域の震度予想 【30年 震度5強以上の揺れに見舞われる確率 26%と推定】特に糸魚川—静岡構造線断層帯中北部の活断層地震の影響が最も強い地域である。

### 3 感染症

新型インフルエンザ感染症(感染法の対象となる感染症。特に予防策や有効な治療方法が未開発段階なもの)などは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、箕輪町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 947者
- ・小規模事業者数 777者

表-1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県下商工会の概要 データ編 令和3年7月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内事業 者総数	187	313	18	150	77	152	50	947
(内)小規模 事業者数	155	256	16	126	62	124	38	777
立地状況	町内 広域に 分散							

## (3) これまでの取組

### ア 箕輪町の取組

#### ・箕輪町地域防災計画 (見直し修正 令和3年3月25日 箕輪町防災会議)

箕輪町では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、箕輪町防災会議が作成(風水害対策編、震災対策編、その他対策編(雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、原子力災害))町、関係機関、町民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、町における災害予防策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、町の土地の保全と町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### ・防災啓蒙活動

災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、何より町民の一人一人の日ごろからの備えと災害時の適切な行動が肝心であり、あらゆる機会を利用して町民に対し、地域ごとに防災訓練を実施しつつ、自主防災会の育成を図ると同時に防災知識の高揚、防災知識の向上を図る。

#### ・防災備品の備蓄

箕輪町防災会議作成の計画等に基づき、町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として食料を持ち出しできない住民を想定して食料の備蓄を実施する。  
大規模災害時は広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通インフラがある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、町民の生活を確保するため、食料や生活必需品及び防災用資材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進している。

#### ・新型インフルエンザ等対策行動計画

箕輪町は令和2年6月新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営マニュアル第1版を示した。

### イ 当商工会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・防災倉庫の購入
- ・箕輪町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・感染症発生に対する対策 危機管理マニュアルP45～47に示す

## 2 課題

現在、当商工会と箕輪町の緊急時の取組については十分な連携体制が整っているとは言えず、漠然とした連絡を取っているだけである。さらには、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。

また、感染症において、町内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

## 3 目標

- ・ 町内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と箕輪町との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年7月1日 ~ 令和9年3月31日)

### 5 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会と箕輪町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

令和3年6月に策定した「箕輪町商工会 危機管理マニュアル(Ver.1)」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償の損害保険・共済への加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。  
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処することを周知する。

#### イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・箕輪町商工会 危機管理マニュアル(Ver.1) 【令和3年6月策定】 別添

#### ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

#### エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・箕輪町事業継続力強化支援協議会(構成員:当商工会、箕輪町、法定経営指導員)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強の地震)が発生したと仮定し、箕輪町との連絡ルートの確認等を行う。  
訓練は必要に応じて実施する。

## (2) 発災後の対策

地震、台風等の自然災害の発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続にかかる家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、箕輪町における感染症対策品部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と箕輪町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

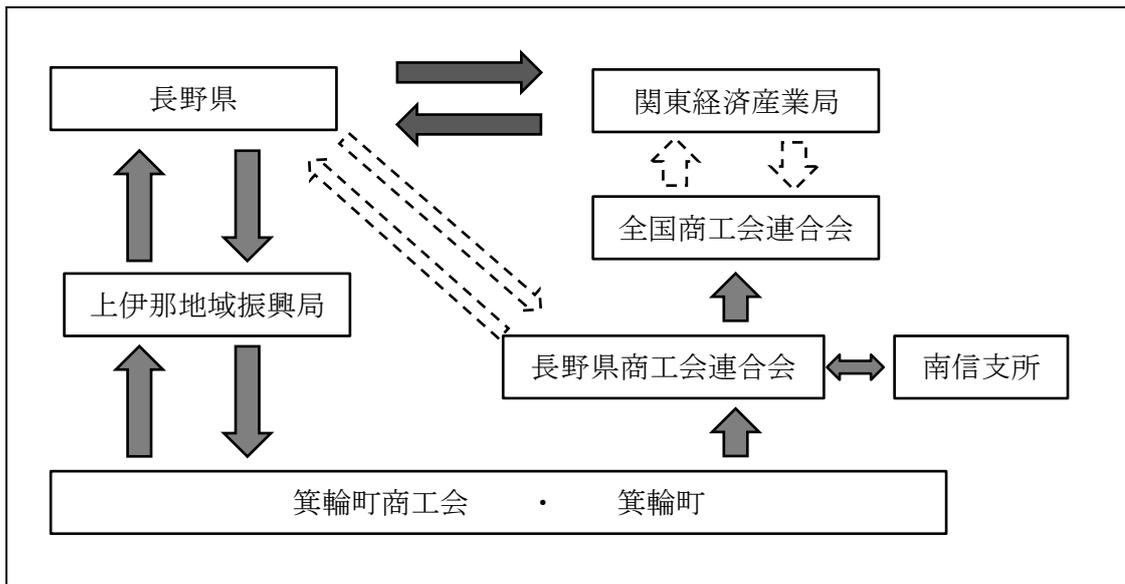
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、当商工会と箕輪町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～数日間	1日に最低1回共有する
数日後～1ヶ月後	1日に最低1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

**(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制**

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と箕輪町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会と箕輪町が共有した情報を、箕輪町から長野県上伊那地域振興局商工観光課へ報告する。  
※急を要する場合は、県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行うことがある。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当商工会と箕輪町が共有した情報を箕輪町から長野県上伊那地域振興局商工観光課へ報告する。



**(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- ・相談窓口の開設方法について、箕輪町と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策(国や県、町等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。(箕輪町防災会議が作成した風水害対策編の被災中小企業等の復興による「被災中小企業者に対する支援」)

**(5) 町内小規模事業者に対する復興支援**

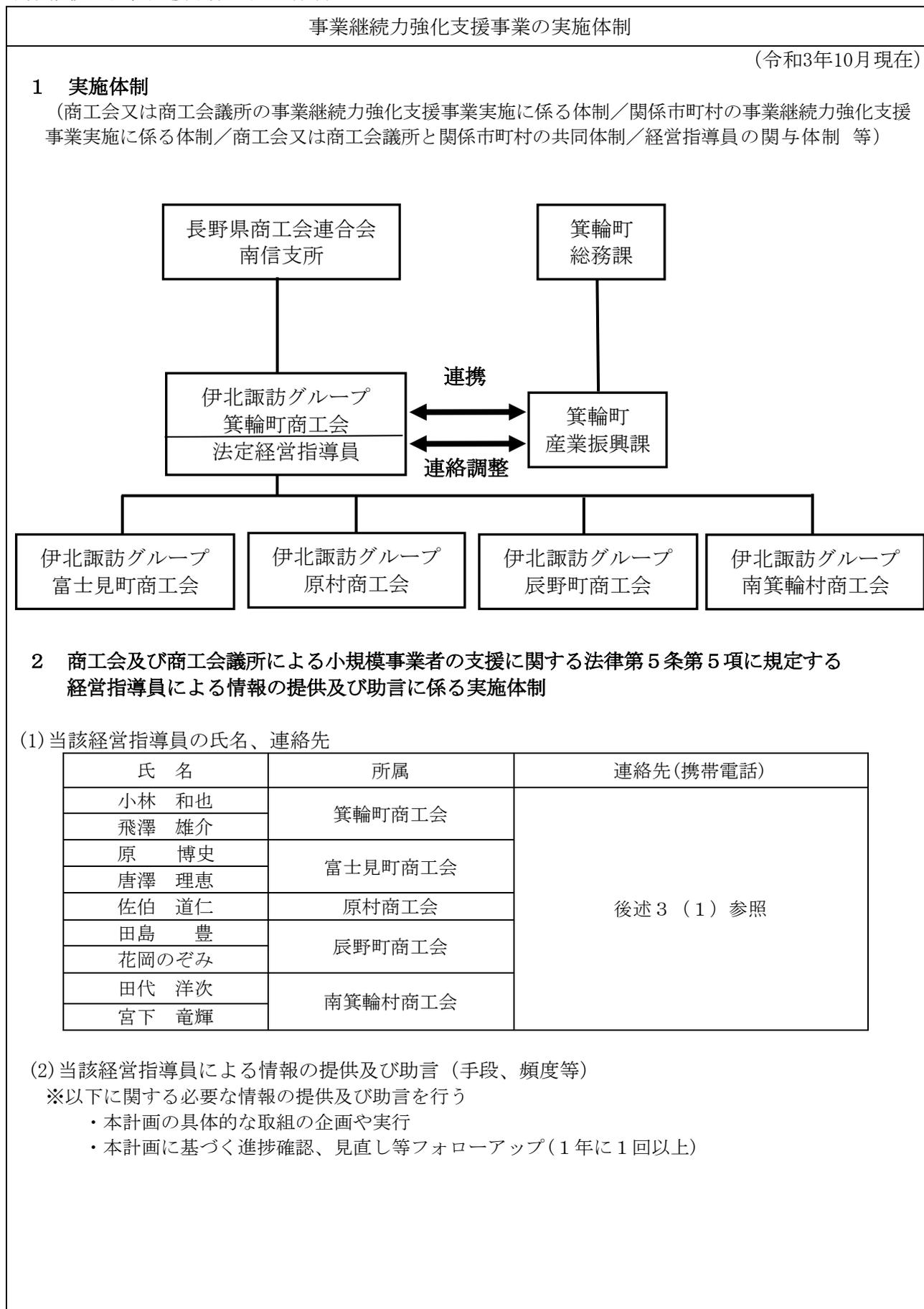
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会等に相談する。

**※ その他**

- ・5(3)の内容について変更が生じた場合(生じるおそれがある場合を含む。)は、あらかじめ県に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

#### (1) 商工会

##### 箕輪町商工会

〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286-1  
TEL 0265-79-2117 / FAX 0265-79-0830  
E-mail : minowa-c@yellow.plala.ne.jp

##### 富士見町商工会

〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合10078-1  
TEL 0266-62-2373 / FAX 0266-62-5644  
E-mail : fujimi@fujimi-ts.org

##### 原村商工会

〒391-0104 長野県諏訪郡原村6555  
TEL 0266-79-4738 / FAX 0266-79-5718  
E-mail : harasyo@po9.lcv.ne.jp

##### 辰野町商工会

〒399-0427 長野県上伊那郡辰野町中央34-1  
TEL 0266-41-0258 / FAX 0266-41-4925  
E-mail : tatsuno@tatsunomachi.jp

##### 南箕輪村商工会

〒399-4511 長野県上伊那郡南箕輪村4809-1  
TEL 0265-72-6265 / FAX 0265-72-6219  
E-mail : mmms2@valley.ne.jp

#### (2) 関係市町村

##### 箕輪町役場 産業振興課

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298  
TEL : 0265-79-3170 / FAX : 0265-79-0230

#### その他

上記内容について変更が生じた場合(生じる恐れがある場合を含む)は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

項目	年度				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災備品等・備蓄品等	50	50	50	50	50

2. 調達方法

調達方法
会費収入 長野県補助金、箕輪町補助金、事業収入等

